

○法務省告示第百十八号  
 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。  
 平成二十三年三月十六日  
 法務大臣 江田 五月

一 実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名 称	所 在 地	実習内容
井上リボン工業株式会社	福井県越前市岩本町九号四番地	織布運転、染色

二 対象となる者 平成二十三年三月十六日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者  
 ○法務省告示第百十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。  
 平成二十三年三月十六日  
 法務大臣 江田 五月

一 実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名 称	所 在 地	実習内容
株式会社大正	奈良県生駒市北田原町千七百七十五番地の六	印刷

二 対象となる者 平成二十三年三月十六日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者  
 ○法務省告示第百二十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十一年五月二十八日法務省告示第百六十一号の一部を次のように改正する。  
 平成二十三年三月十六日  
 法務大臣 江田 五月

第二号中、「平成二十二年七月一日から平成二十三年三月二十八日」を、「平成二十三年三月二十八日から三年を経過する日」に改める。  
 附 則

この告示は、平成二十三年三月二十八日から施行する。

○法務省告示第百二十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十一年五月二十八日法務省告示第百六十五号の一部を次のように改正する。  
 平成二十三年三月十六日  
 法務大臣 江田 五月

第二号中、「平成二十二年七月一日から平成二十三年三月二十八日」を、「平成二十三年三月二十八日から三年を経過する日」に改める。  
 附 則

この告示は、平成二十三年三月二十八日から施行する。

○法務省告示第百二十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十一年五月二十八日法務省告示第百六十六号の一部を次のように改正する。  
 平成二十三年三月十六日  
 法務大臣 江田 五月

第二号中、「平成二十二年七月一日から平成二十三年五月二十日」を、「平成二十三年五月二十日から三年を経過する日」に改める。  
 附 則

この告示は、平成二十三年五月二十日から施行する。

○経済産業省告示第四十一号  
 計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号口の指定をしたので、同法第五十九条第一項第二号の規定に基づき告示する。  
 平成二十三年三月十六日  
 経済産業大臣 海江田万里

計量法第十六条第一項第二号口の指定をした外国製造事業者

指定番号	指定年月日	事業の区分の略称	外国製造事業者の名称	指定する工場又は事業場の名称及び所在地
二八MYO一	平成二十三年三月一日	血圧計第一類	ホシデン エレクトロニクス（マレーシア）スندان パハツド	ホシデン エレクトロニクス（マレーシア）スندان パハツド
			ホシデン エレクトロニクス（マレーシア）スندان パハツド	ホシデン エレクトロニクス（マレーシア）スندان パハツド
			ホシデン エレクトロニクス（マレーシア）スندان パハツド	ホシデン エレクトロニクス（マレーシア）スندان パハツド

○特許庁告示第五号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十九条の二及び第三十九条の四の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条の十第一号の規定に基づき公示する。  
 平成二十三年三月十六日  
 特許庁長官 岩井 良行

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登録を受けた者が先行技術調査業務を行う区分の名称	登録を受けた者が先行技術調査業務を行う事業所の名称及び所在地
第一号	平成二十三年三月八日	テクノサーチ株式会社 愛知県名古屋市中区栄二丁目10番19号 代表取締役社長 磯部 克	十七 先行技術調査（生活機器） 十九 先行技術調査（福祉・サービスマシン）	テクノサーチ株式会社 愛知県名古屋市中区栄二丁目10番19号

○四国地方整備局告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。  
 その関係図面は、四国地方整備局、同局松山河川国道事務所及び同局大洲河川国道事務所において、一般の縦覧に供する。  
 平成二十三年三月十六日  
 四国地方整備局長 足立 敏之

一 道路の種類及び路線名 道路の位置

一般国道 五十六号 愛媛県南宇和郡愛南町柏地先から愛媛県伊予郡松前町筒井地先まで

他の工作物の管理者の氏名及び住所  
 氏名 株式会社愛媛CATV 代表取締役 神山 充雅  
 住所 愛媛県松山市大手町一丁目一―番四号

他の管理者が行う管理の内容

兼用工作物管理協定及び兼用工作物保守細則に記載  
 管理の期間 平成二十二年八月三十日から本協定の存続する日まで